

説 明 書

一、私、渡口泰磨は一九四〇年五月から一九四五五月まで駐日日本大使館附海軍武官補佐官の職にあり海軍關係者の發受する電報の取扱及保管に任じてゐた。

二、一九四三年十一月頃から伯林に對する空襲が強化されたので數次に亘り重要書類及電報類の焼却処分を行ひ更に一九四五四月伯林が危機に瀕した際最後の焼却処分を行つた。

三、従て一九四三年獨逸より潜水艇二隻の護衛を受けることに關聯して在伯林野村中將又は横井海軍武官と海軍省及軍令部との間に往復せられた電報の駐日日本大使館附海軍武官事務所に於ける原文、抄及寫は現存してゐない。

昭和二十二年十一月十日 於 横須賀

横須賀地方復員局總務部長 渡 口 泰 磨

右署名捺印は立會人の面前に於て爲された

同日 於 同 所

立 會 人 鹿 目 善 輔